

公益社団法人

館山法人会報

▶ TATEYAMA HO-JIN KAIHOU ◀

抱湖園の元朝桜と花嫁街道



主 な 内 容

- 新年のご挨拶
- キャッシュレス納付等のお知らせ
- 令和7年度税制改正に関する提言
- 納税表彰
- 理事会・委員会・部会の動き
- 今後の事業実施予定
- 税務署からのお知らせ
- 健康コーナー「災害時のケア、5つのポイント」
- 新会員紹介

法人会の「理念」

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

VOL.129

2025.1.15
令和7年



(公社)館山法人会員証

←法人税確定申告書提出の会員の方は、このシールを切り取り決算書の別表右下欄に貼付して提出して下さい。

謹賀新年

新春を迎え、会員の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。今私共を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況に置かれていますが、国によると景気は一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあつて、緩やかな回復が続くことが期待されると思っています。

このような中、国は「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を昨年11月に閣議決定をし、経済対策の3本の柱により新たな経済ステージへの移行を目指しています。この取り組みにより、この1年が、私どもも中小企業にとつて将来に向けて明るい展望が開ける希望の年になりますよう、お祈り申し上げます。

館山法人会は、引き続き公益法人として、法人会の理念のもと、税務行政の推進、地域社会への貢献、会員企業の健全な発展への貢献に努めてまいりたいと存じます。

本年もご指導・ご支援をお願い申し上げます。

令和七年 元旦



公益社団法人 館山法人会
会長 本間 亨

新年明けましておめでとーございます

令和七年の年頭に当たり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。本間会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素より税務行政に對しまして深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

旧年中は、決算・新設法人説明会や税務研修会の開催のほか、税を考ふる週間における街頭広報、税に関する絵はがきコンクールの実施など、幅広い世代を対象に、税知識の普及と納税道義の高揚にひとかたならぬ御貢献をいただきました。

本年も、地域に根差した健全な納税者の団体として、より一層のご活躍を、ご期待申し上げます。さて、私ども国税庁は「納税者の利便性向上」「課税・徴収の効率化・高度化」「事業者のデジタル化促進」を三つの柱として、税務行政のDX推進とともに社会全体のDXにも貢献するため、本年もe-Tax及びキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んで参ります。会員の皆様におかれましては、御利用及び周知に引き続き御協力をお願いいたします。結びに当たり、館山法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

令和七年 元旦



館山税務署長 竹川 洋樹

謹んで新春の寿をお慶び申し上げます

令和7年 元旦

公益社団法人 館山法人会

相談役	平田 哲平	常任理事	平田 英雄	常任理事	安田三喜夫	常任理事	辰野 方哉	常任理事	小畑 和美
会長	本間 亨	"	飯田 彰一	"	望月 昇	"	鈴木 辰也	"	安田 憲史
副会長	鈴木 義康	"	田原 智之	"	川名 陽一	"	鈴木 誠一	監事	鈴木 弘明
"	秋山 準治	"	濱島 修	"	柴田 栄樹	"	小林 稔	"	刈込 浩一
"	綱嶋 茂信	"	本橋 亮一	"	高梨 潔	"	柴田 一	"	伊豆倉和之
"	清宮 和子	"	角田眞一郎	"	齋藤 守彦	"	小沢 正順		
"	早川 光樹	"	村井 智博	"	小原 將弘	"	川名 和好		
常任理事	友野 修	"	小川 玉江	"	庄司 義則	"	若林 康弘		
"	川名 光俊	"	日暮 靖	"	落合 薫	"	押元 努		
"	島田 誠一	"	栗原 保博	"	篠寄 忠昭	"	佐藤 広之		

館山税務署

署長	竹川 洋樹
総務課長	星本 貴樹
法人課税部	河内 博和
法統課税部	清水 龍生
法上徴収部	有藤 良

個人課税部
戸籍課
相続課
税務相談

門官 坂口 弘一
門官 鬼頭 郷平

千葉県税理士会館山支部

支部長	早野 喜良
副支部長	福原 基暢
"	相樂 行孝
"	外谷 勝視
"	川名 敏昭

国税の

キャッシュレス納付方法

ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落としにより納付する方法

利用方法

- ダイレクト納付利用届出書を提出
- e-Taxで申告等データの送信+自動ダイレクトで納付手続完了!
- (自動ダイレクト利用なしの場合)送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続

インターネットバンキング等による電子納税

インターネットバンキング口座やATMから納付する方法

利用方法

- e-Taxで申告等データの送信
- 送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続→該利用している金融機関サイトを經由して納付完了!

振替納税(個人の方のみ)

事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落としにより納付する方法

クレジットカード納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税クレジットカードお支払いサイト」を經由し、クレジットカードを使用して納付する方法

スマホアプリ納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を經由し、iD(iPay)といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法

地方税の

キャッシュレス納付方法

は3ページへ

国税も! 地方税も!

暮らしにとけこむ

キャッシュレス納付!



いつでも
どこでも
簡単納付



eLTAX

e-Tax

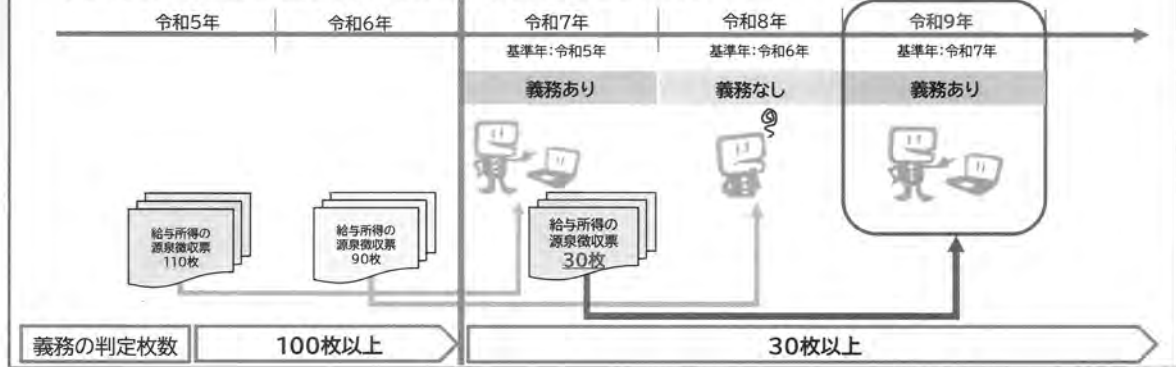


国税庁 国税庁 総務省 LTA 地方税共同機構 金融庁 日本銀行
一社団法人 全国銀行協会 一社団法人 全国地方銀行協会 一社団法人 第二地方銀行協会
IBA 一社団法人 全国銀行協会 REGIONAL BANK ASSOCIATION OF JAPAN 一社団法人 第二地方銀行協会

e-Tax等による法定調書の提出が義務化されています!

法定調書の種類ごとに、前々年(基準年)に提出すべきであった当該法定調書の枚数が100枚以上である法定調書については、e-Tax、クラウド等又は光ディスク等(以下「e-Tax等」といいます。)による提出が必要です。

例えば、令和5年に提出すべき「給与所得の源泉徴収票」の枚数が100枚以上であった場合には、令和7年に提出する「給与所得の源泉徴収票」はe-Tax等による提出が必要となります。



義務化の基準が引き下げられます!

令和9年1月以後に提出する法定調書から、基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更されます。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年に提出する法定調書のe-Tax等による提出が必要です。e-Tax等による提出のご準備をお願いします。

ご提出には、特にe-Taxソフト(WEB版)又は、eLTAX(地方税ポータルシステム)が便利です。(e-Tax等義務化) (eLTAX)



国税庁 法人番号7000012050002

令和6年10月

第40回法人会全国大会（鹿児島大会） 令和7年度税制改正に関する提言

令和6年10月3日（木）鹿児島県鹿児島市・城山ホテル鹿児島にて、全国約70万社の会員、41都道府県法人会連合会と440単位会による全国大会が開催されました。

約1,700名参加の大会議事において「令和7年度 税制改正に関する提言」が決議されました。

大会プログラム

第1部 大会式典

第2部 記念講演

「新型コロナ渦で大打撃を受けた航空業界危機下の経営戦略を語る」

ANAホールディングス株式会社 取締役会長 片野坂 真哉氏

第3部 懇親会



全法連小林会長のあいさつ

令和7年度 税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

1. 財政健全化に向けて

- ・「金利のある世界」が現実に来る中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。
- (1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
- (2) こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額4.3兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。
 - ・社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
 - ・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
 - ・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。
- (1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。
 - (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すことも重要である。
 - (3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。
 - (4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底等

- ・国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。
 - ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。
 - (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
 - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
 - (4) P D C Aサイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

- ・政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。
- ・国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

- ・着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。
- ・人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。
- (1) 法人税率について
近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることをしないよう配慮すること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすること。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者委ねられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

・中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2)取引相場のない株式の評価、(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設(平成16年度に改正)された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

・政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

(1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

- ・日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。
- (1) 地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。
- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが求められる。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

Ⅳ. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- ・また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題への対応

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社の業績連動給与についても損金算入とすべき
- (2) 少額減価償却資産の見直し
- (3) 企業版ふるさと納税の適用期限延長
- (4) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検証

税を考える週間行事

令和六年度納税表彰式

納税功勞で個人8名、1団体が受賞

租税教育の一環

小学生の税に関する書写作品展

管内24校1,506人が応募

優秀作品は館山駅市民ギャラリー、

イオン鴨川・イオンタウン館山に展示

中学生の「税についての作文」、
税に関する高校生の作文

おめでとうございます

税を考える週間（11月11日から11月17日まで）の主要行事で

ある「令和六年度納税表彰式」が11月14日に県・市・税理士会
ほか来賓を迎え、館山税務署、館山法人会、館山青色申告会、
館山間税会、館山税務署管内納税貯蓄組合連合会、県酒造組合、
県卸酒販組合、館山小売酒販組合、安房地域租税教育推進協議
会の九団体共催により、館山市夕日海岸昇鶴で行われました。

表彰式では、館山税務署長から長年にわたる納税功勞が評価
され、個人8名と1団体に表彰状及び感謝状が贈られました。

この後、納税功勞による東京国税局長表彰1名の披露が行わ
れました。

次いで、租税教育関連の表彰として「小学生の税に関する書
写作品」や本会が支援している館山税務署管内納税貯蓄組合連
合会主催の「中学生による税の作文」について、優秀者に表彰
状と記念品が贈られ、最後に中学生による税をテーマにした作
文の優秀作品の朗読が行われ終了しました。

終了後、相互理解を深める懇親会を行い散会しました。

中学生の「税についての作文」

東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞

『お父さんの仕事』

鴨川市立鴨川中学校 第三学年 高橋 美悠

「税」という言葉を租税教室で聞いたとき、私の頭の中には、ある一人の人の顔が浮かんできた。それはお父さんだ。

小さい頃から私は、お父さんとの会話で、「税」という言葉をたくさん耳にしていた。幼かった私でも、「税」というものの、大体のイメージはついていたが、なぜお父さんは そんな言葉をよく口にするんだろうと不思議でたまらなかった。しかし、租税教室をきっかけに、その謎が明らかになったのだ。

租税教室が行われた日の夜、そのことについてお父さんに話しかけてみた。すると、お父さんは市役所の「税務課」というところで働いていることが分かった。「税務課」というのは、その自治体に住んでいる住民の所得や状況に応じて、正しく公平に税金を徴収する部署のことであり、住民税やたばこ税、自動車所得税などの地方税を徴収していることを知った。そのとき私は、「税金を徴収するだけだった

しいと思った。

ら、私にもできそう」と少し軽く考えていた。しかし、お父さんにもっと詳しく話を聞いたところ、「税務課」は私の想像している何倍も大変な仕事だった。税務課の仕事内容は主に、税金を徴収することだが、なかには、税金をしっかりと納めない人もいる。そんなときはまず、督促状で、期限までに未納の金額を支払うように求めるそう。そのあとに、電話をかけたり、直接自宅や職場へ行くなどして、納税を促すが、さらに徴収が困難ということになる、財産を調査し、場合によっては差押えを行うらしい。この話を聞き、いったいどれくらいの人か滞納しているのか気になり、インターネットで調べてみた。すると、平成二十四年から令和二年にむかって、滞納発生割合が下がってきているが、令和三年にはまた上がってきてしまっていることが分かった。このことについて私は、どちらの立場も良い思いをしな

いからちゃんと税金を納めてほしい社会にしていきたいと思う。

受賞者名簿

館山税務署長表彰

(税務功労)

落合 薫

(公益社団法人館山法人会 常任理事)

川名 房吉

(一般社団法人館山青色申告会 理事)

重田 修一

(一般社団法人館山青色申告会 常任理事)

渡邊 雄二

(館山間税会 理事)

館山税務署長感謝状

(税務功労)

柴田 一

(公益社団法人館山法人会 常任理事)

田代 朗

(一般社団法人館山青色申告会 副会長)

佐粧 智

(一般社団法人館山青色申告会 理事)

川名 あさき

(一般社団法人館山青色申告会 事務局次長)

(租税教育推進校)

南房総市立嶺南小学校

一ご披露一

東京国税局長表彰

(税務功労)

島田 誠一

(公益社団法人館山法人会 常任理事)

小学生の「税に関する書写作品」表彰

主催：館山税務署

後援：公益社団法人館山法人会

一般社団法人館山青色申告会

【最優秀賞】

阿部 陽斗 館山市立館山小学校 (1年)

石井 暖乃 南房総市立嶺南小学校 (2年)

大胡 美翔 鋸南町立鋸南小学校 (3年)
神作 咲良 南房総市立三芳小学校 (4年)
鈴木 かほ 南房総市立千倉小学校 (5年)
神作 太郎 南房総市立三芳小学校 (6年)

中学生の「税についての作文」表彰

主催 全国納税貯蓄組合連合会・
館山税務署管内納税貯蓄組合連合会・
国税庁

【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞】

高橋 美悠 鴨川市立鴨川中学校 (3年)

【館山税務署管内

納税貯蓄組合連合会 会長賞】

小川ひかり 南房総市立南房総中学校 (3年)

東山 佳代 館山市立第一中学校 (3年)

【館山税務署長賞】

山口栄里華 南房総市立南房総中学校 (3年)

高梨安弥佳 南房総市立富山中学校 (3年)

【千葉県館山県税事務所長賞】

吉田 桃 南房総市立富浦中学校 (3年)

【市町長賞】

館山市長賞

鈴木 若奈 館山市立第一中学校 (3年)

和田 夏歩 館山市立房南中学校 (3年)

鴨川市長賞

小島 颯斗 鴨川市立鴨川中学校 (3年)

菅野 花桜 鴨川市立長狭中学校 (3年)

長谷川美咲 鴨川市立安房東中学校 (3年)

南房総市長賞

高木さくら 南房総市立富浦中学校 (3年)

保田 美咲 南房総市立南房総中学校 (3年)

小原 千英 南房総市立嶺南中学校 (3年)

鋸南町長賞

清水 音芭 鋸南町立鋸南中学校 (3年)

【一般社団法人 館山青色申告会 会長賞】

平井美結菜 南房総市立三芳中学校 (3年)

【公益社団法人 館山法人会 会長賞】

石谷 りん 鴨川市立長狭中学校 (3年)



署長表彰受賞者

【最優秀賞】



館山市立館山小学校 1年 阿部 陽斗 南房総市立嶺南小学校 2年 石井 暖乃 鋸南町立鋸南小学校 3年 大胡 美翔 南房総市立三芳小学校 4年 神作 咲良 南房総市立千倉小学校 5年 鈴木 かほ 南房総市立三芳小学校 6年 神作 太郎

秋の支部ゼミナールの動き

署長卓話「資料情報」の概要

「これからの「確定申告」に向けて」

税務研修「消費税不正還付」について

「年末調整事務」について

法人会の福利厚生制度

20支部4会場で184名が参加

秋の恒例行事「支部ゼミナール」が館山税務署の協力を得て、20支部が4会場で開かれ、延べ184名が参加しました。担当地区支部長のあいさつに続き、竹川洋樹署長が、eTaxやダイレクト納付の利用促進をお願いしながらの挨拶。そして研修会へ、初めは竹川署長による「資料情報」の概要（これからの「確定申告」に向けて）。

東京国税局などで、主に納

税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX推進への貢献も図る観点から、税務行政のDXの更なる推進に取り組んだ経験から法定調書のクラウド提出、クラウド提出を利用した法定調書のマイナポータル連携など例を示して解説。電子提出による利便性の向上を図ることにより、効率的な行政サービスを行いたい、と解説していただきました。

支部ゼミナール 会議次第

- 1 開 会
- 2 支部長あいさつ
- 3 竹川洋樹税務署長あいさつ
- 4 税務署職員の紹介
- 5 研修会
講師
竹川洋樹税務署長
河内博和法人部門統括官
清水龍生法人上席調査官
- 6 法人会の福利厚生事業について
- 7 事務局からの連絡事項
- 8 閉 会
終了後 税務署幹部を交えて
意見交換会



鴨川6支部合同ゼミ
落合薫長狭支部長あいさつ



白浜・千倉・丸山・和田支部合同ゼミ
飯田彰一白浜支部長あいさつ

次に河内博和統括官が「消費税の不正還付について」を説明。消費税専門官としての経験から輸出物品販売場制度による免税店販売について免税購入対象者、免税対象品、免税販売するための手続きなどを解説し、不正手口に対す

る国税局の強化体制などを解説していただきました。最後に清水龍生上席調査官が「年調減税事務」を説明。令和6年分所得税の定額減税の内容、これに伴う年調減税の計算方法など具体的に解説していただきました。

研修会に続いて、法人会と提携している保険各社による各種保険の内容説明、事務局から会員増強のお願い等の連絡事項のあと、税務署幹部を囲んで和気あいあいの意見交換を行い終了しました。講師のみなさんありがとうございました。各支部の役員・会員の皆さんご苦勞様でした。



北条第1・第2・第3、長須賀、館山、那古船形三芳、富浦支部合同ゼミ
川名光俊北条第2支部長あいさつ



富山・勝山・保田支部合同ゼミ
村井智博保田支部長あいさつ

●11月19日(火)	●11月21日(木)	●12月3日(火)	●11月28日(木)
富山・勝山・保田支部 支部長 保田漁協「ばんや」 若林 康弘 鈴木 辰也 村井 智博 参加者 30名	江見・鴨川南・鴨川中央・鴨川北・長狭・天津小湊支部 支部長 川名 和好 川名 ユニバースホテル 田原 智之 小原 将弘 篠寄 忠昭 落合 薫 齋藤 守彦 参加者 52名	北条第1・第2・第3・長須賀・館山・那古船形三芳・富浦支部 支部長 夕日海岸昇鶴 望月 昇 川名 光俊 小林 稔 本橋 亮一 安田 三喜夫 高梨 潔 参加者 70名	白浜・千倉・丸山・和田支部 支部長 鈴木屋 飯田 彰一 小沢 正順 栗原 義博 庄司 保博 参加者 32名

理事会

委員会

部会

の動き

理事会等

◎第2回理事会

9月5日(木)

鴨川ユニバースホテル

- ・令和6年度事業の執行状況について
- ・令和6年度会員増強運動の実施について
- ・支部ゼミ懇談会の開催について

出席者 32名

◎法人会福利厚生制度推進連絡協議会



第2回理事会 9月6日

9月5日開催の理事会開会前、法人会と提携している保険会社3社(大同

生命保険・AIG損害保険・アフラック生命保険)と各種保険の内容や加入状況の説明など、福利厚生事業の推進について協議

出席者 41名

税制委員会

「令和7年度税制改正に関する提言」の地元国会議員及び地方自治体に対する要望活動

11月15日(金)

要望先

国会議員 浜田靖一氏
館山市長 森 正一氏
館山市議会議員 太田 浩氏
(要望先は全法連の指示による)

参加者 2名

広報委員会

会報編集会議

◎第2回広報委員会

11月12日(火)

法青会館にて

・会報129号編集会議

出席者 8名



第2回広報委員会 11月12日

組織委員会

◎支部長・組織委員会

8月30日(金)

法青会館

・会員増強について

出席者 7名

◎会員増強を図るため管内各金融機関を訪問し、協力を依頼
9月13日(金)



組織委員会 8月30日

研修委員会

・千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行
館山信用金庫

出席者 4名



研修委員会 11月6日

◎研修委員会

9月24日(火)

法青会館にて

・県法連研修委員会の報告について

・研修旅行について

出席者 10名

11月6日(水)

法青会館にて

・研修旅行について

出席者 10名

青年部会

◎役員会

10月17日(木)

法青会館

・「全国青年の集い」(福井大会)について

- ・例会について
- ・税金クイズについて
- ・会員増強について

出席者 4名



青年部会税金クイズ 11月24日

◎全法連「全国青年の集い」福井大会

11月7日(木)・8日(金)

サンドーム福井、フェニックス・プラザ、コートヤード・バイ・マリOTT福井

・租税教育活動プレゼンテーション・健康経営大賞

・部長サミット

・会員交流分科会

・記念講演

「足し算で生きる」がんステージ4からの生還」

講師 元フジテレビアナウンサー 笠井 信輔氏

参加者 6名

◎税金クイズの実施

11月24日(日)

南房総市産業まつり会場(千倉町)

クイズ参加者約200名

参加者 9名

女性部会

◎視察研修

9月12日(木)

JAXA 筑波宇宙センターほか

参加者 28名



視察研修 9月12日

◎役員会(幹事以上)

12月11日(水)

鴨川ユニバースホテルにて
・今後の行事予定について



女性部会役員会 12月11日

- ・会員増強について
- ・税務研修会

「資料情報」の概要

「これからの「確定申告」に向けて」

講師 竹川洋樹館山税務署長

出席者 26名

源泉研究部会



源泉研究部会 10月30日

◎第2回税務研修会

10月30日(水)

夕日海岸昇鶴にて

・年末調整・法定調書について

講師

河内法人課税部門統括官
坂口個人課税部門統括官

安藤法人課税部門事務官

出席者 16名

優良申告法人表敬

法人名 三共製氷冷蔵株式会社

【本店所在地】 鴨川市天津154

【代表者名】 代表取締役 野村信義

【事業内容】 袋詰め氷等の
氷の製造販売

【資本金】 3,800万円

【従業員】 26人

【表敬実施日】 令和6年
11月20日(水)



おめでとう
ございます

納税功労で受賞

【東京国税局長表彰】



島田 誠一
公益社団法人
館山法人会
常任理事

法人会全国青年の集い

福井大会
参加報告書

◆開催概要

令和6年11月7日から11月8日まで、福井県にて「福の国より未来を磨け」をスローガンに、第38回法人会全国青年の集いが開催されました。この大会は、青年が団結し、志を立てることで新しい時代を築くための重要なイベントです。参加者は各地から集まり、貴重な学びと交流の機会を得ました。

◆1日目の活動

初日のプログラムは多岐にわたりました。最初に行われたのは、租税教育プレゼンテーションです。税に関する基礎知識や、社会における税の意義について、代表する単位の事例発表および投票が行われました。各単位会は、自身の地域での取り組みや成果を発表し、参加者からの投票によって優秀な事例が選ばれました。これは、各地域の創意工夫と努力を称えるとともに、他の単位会との交流を促進する貴重な時間でした。このプロセスを通じて、多様な視点を学ぶことができ、参加者同士の意



見交換も活発に行われました。このセッションを通じて、参加者は税金の重要性を再認識し、自らの役割を考える良い機会となりました。健康大賞の発表も行われ、多くの優れた取り組みが表彰されました。健康づくりに向けた活動は、地域貢献の一環として極めて重要なテーマであり、参加者たちは他の地域の成功事例から多くの知見を得て、今後の活動への意欲を新たにしました。初日の締めくくりとして行われたウェルカムパーティでは、参加者同士の親睦が深まりました。地域の特産品を味わいながら、リラクゼスし

◆2日目の活動

た雰囲気の中で新たなつながりを築くことができました。この交流を通じて、参加者は次の日の活動への期待感を高めました。

2日目は、支部長サミットを主軸に様々なプログラムが展開されました。このサミットでは各支部の支部長が集まり、会員増強に関する地域の課題や成功事例を共有しました。活発な意見交換が行われ、今後の活動に向けた共通の理解が深まりました。多様なバックグラウンドを持つ参加者同士の交流は、新たなアイデアの創出に繋がる貴重な機会となりました。会員交流分科会も盛況に行われ、各テーマに基づいて参加者がグループに分かれてディスカッションを行いました。具体的な課題解決に向けた意見交換や、実際の取り組みについての情報共有が行われ、参加者は有意義な学びを得ることができました。特に印象的だったのは、記念講演で元フジテレビアナウンサーの笠井信輔氏が講演されたことです。テーマは「足し算で生きる〜がんステージ4からの生還〜」というものであり、彼の実体験を基にしたお話は、参加者に感動を与えました。困難な状況に直面した時の心構えや、ポジティブな生き方についてのメッセージは、

人生のさまざまな局面での勇気を与えるものでした。彼の言葉に触発された多くの参加者は、今後の人生や活動への取り組みについて考えを深める機会を得たことと思います。大懇親会では、参加者同士の絆をさらに深める場となりました。地域の文化や特産物を楽しみながら、リラクゼスした雰囲気の中でお互いの関係を築くことができました。この交流の時間が、新たなネットワークを生み出し、今後の活動において互いに支え合う基盤となることでしょう。

福井大会は、スローガン「福の国より未来を磨け」にふさわしい充実した内容であり、多くの学びと人とのつながりを得ることができました。参加者は、新たな志を持ち、未来に向かって歩む力を得たと信じています。今後、この経験を生かし、各地域において活動を展開していく所存です。

青年部会員を募集しています

若手経営者がメンバーの青年部会では、多彩な行事や研修会を実施し、部会員相互の情報共有や交流を図っています。

館山税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒294-8503 館山市北条1164番地 Tel. 0470(22)0101(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者にご用件にお答えします。

確定申告は **自 宅** から **ス マ ホ** で！

マイナポータル連携を利用して更に便利に！

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの事前準備が必要です。事前準備の詳細は、国税庁HPの「マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備」をご確認ください。

※ 源泉徴収票や控除証明書等の発行主体によっては、データが取得可能となるまでに数日を要する場合がありますので、事前に余裕をもって事前準備を行ってください。

マイナポータル連携の詳細はこちらから↓



事前準備の詳細はこちらから↓



自宅からスマホで確定申告書を作成・提出する方法 【マイナンバーカード方式編】

1

必要なもの



スマホ



アプリ
「マイナポータル」



マイナンバー
カード

マイナンバーカード受取時に
設定したパスワード

- ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)

※ パスワードを
お忘れの場合
(外部サイト)



必要なもの

をご準備の上、**2** へ♪

2

「作成コーナー」推奨ブラウザ※
で検索♪



確定申告書等作成コーナーにアクセス
※ 推奨ブラウザからアクセスしてください。

3



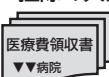
提出方法「マイナンバーカード方式」を選択
マイナンバーカードを
スマホで読み取ります。

4

収入等の入力 ▶ 控除の入力



国税商事
株式会社



▼▼病院



10,000円
〇〇市長 印

画面の案内に従って、収入・控除等に関する情報を入力するだけ！
自動計算で申告書の作成ができます。

5

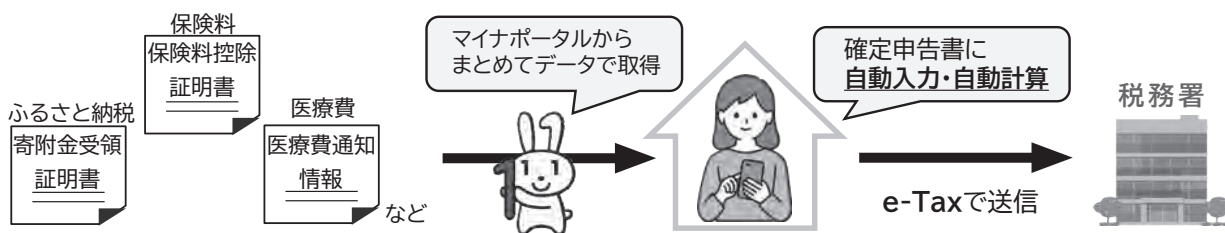
FINISH!!



e-Taxで送信！これで手続き完了♪
書類の保管・郵送提出が不要！※

※住宅借入金等特別控除に係る書類など、一部を除きます。

さらに！ **マイナポータル連携**で収入・控除等に関する情報を確定申告書に自動入力！



税理士による無料申告相談

～申告書作成会場以外でも、次の日程で無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期 間	会 場	所 在 地
令和7年2月4日(火)	鴨川市役所 4階大会議室	鴨川市横渚1450
令和7年2月5日(水)	南房総市千倉保健センター 2階保健指導室	南房総市千倉町瀬戸2705-6
令和7年2月10日(月) ～ 2月14日(金) (土、日及び祝日を除きます。)	館山税務署	館山市北条1164
時 間	対 象 者 (注1)	そ の 他
午前9時30分から 午後3時30分まで (受付は午後3時まで) ※ 入場整理券の配付状況に応じて、 受付を早く締め切る場合があります。	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者(注2)	○ 持ち物については、「申告書作成会場の開設について」の「お持ちいただきたいもの」を参照してください。 ○ 申告書等の提出のみの場合は、館山税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。 ○ 令和6年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、「入場整理券」を当日配付します。 ○ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。 ○ 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。

(注)1 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方は対象とはなりません。

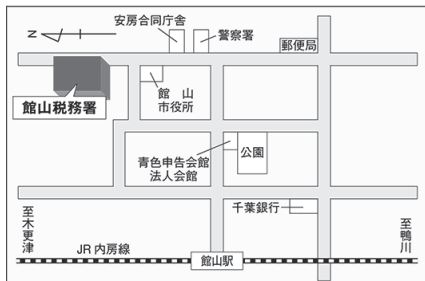
2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和5年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

申告書等の郵送での提出先は東京国税局業務センター千葉西分室です

郵送で提出	➡	【宛先】〒262-8507 千葉県千葉市花見川区武石町1丁目520番地 東京国税局業務センター千葉西分室(館山税務署)
-------	---	--

申告書作成会場の開設について

～原則、ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただきます～

開 設 期 間	会 場	所 在 地	時 間
令和7年2月17日(月)～3月17日(月) (土、日及び祝日を除きます。)	館山税務署	館山市 北条1164	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時から午後5時まで
お 持 ち いた だ き た い も の		案 内 図	
① マイナンバーカード ※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。 ・運転免許証や公的医療保険の被保険者証等の身元確認書類 ・通知カードやマイナンバーの記載がある住民票の写し等のマイナンバーが分かる書類 ② マイナンバーカード発行時に、ご自身で設定した次のパスワード ・利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ③ スマートフォンまたはタブレット ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類			

事 前 準 備

- ❗ **来場前**に、マイナンバーカードを利用した、**マイナポータル連携**の事前準備をお願いしております。
詳しくは、表面をご覧ください。

入 場 整 理 券

- 混雑回避のため、申告書作成会場への入場には入場整理券が必要です。
- 当日、申告書作成会場でも入場整理券を配付しておりますが、**長時間お並びいただく場合があります。**
また、入場整理券の配付状況に応じて受付を早く締め切る場合があるため、**お並びいただいても入場整理券を取得することができない場合があります。**
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、**2月中**の来場をお勧めします。
- 申告書等の提出のみの場合は入場整理券は不要です。

LINEで事前発行

- ・ LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して取得できます。
- ・ 当日**並ばず**に事前に取得できます。

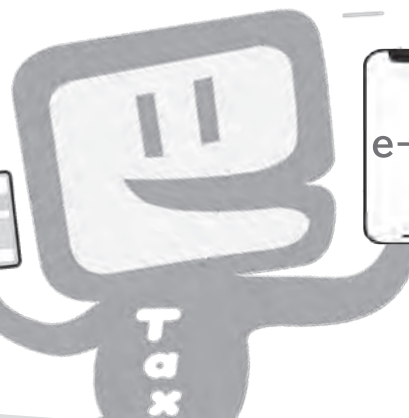


友だち追加はこちらから→



／書かない✎確定申告／ マイナンバーカードでe-Tax

いつでも どこでも
初めてでも 安心♪



スマホで
サクッと♪

e-Tax

すでに

約 **70%** の方が
e-Taxで
申告しています!!



確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成！



作成コーナー



マイナポータル連携
の詳細はこちら



マイナポータル連携で
控除証明書等のデータが
自動入力できる！

※ご利用には事前準備が必要です



e-Taxの5つのメリット

自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能



※メンテナンス時間を除きます

申告書が
データで取得可能



添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます

早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



国税庁 法人番号7000012050002

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

作成できる申告書等

- ・ 所得税の申告書
- ・ 消費税の申告書
- ・ 青色申告決算書・収支内訳書
- ・ 贈与税の申告書



令和7年1月から
所得税のすべての画面が
スマホで
見やすくなります♪

e-Taxに必要なもの

- ✓ マイナンバーカード
※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ
(又はICカードリーダライタ)
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ
 - ① 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6～16文字)
 - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード
(数字4桁)

スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール



パスワードを忘れた場合やロックされた場合の
対処法については、公的個人認証サービスの
ポータルサイトをご確認ください。



令和7年1月からe-Taxがスマホ用電子証明書に対応！

- マイナンバーカードをスマホで
読み取らなくても、
申告書の作成・e-Tax送信が
できるようになります！
- 利用者証明用電子証明書の
パスワードはスマホの
生体認証機能を利用できます！
(機種によって異なります)

Android™のみ対応しています

※ご利用には、スマホでマイナポータルから
スマホ用電子証明書の利用申請・登録をする
必要があります。

スマホ用電子証明書
について詳しくはこちら



／ 読取不要 ／



申告に困ったときは

- ▶ 動画で見る確定申告
確定申告書等作成コーナーの
操作方法などを動画でご案内



- ▶ チャットボット「ふたば」
ご質問したいことをメニューか
ら選択するか、入力いただくと
「税務職員ふたば」(AI)が回答



・このチラシには開発中の内容が含まれておりますので、実際の内容と異なる場合があります。
・Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。

R6.8

健康コーナー

災害時のケア、5つのポイント

産業カウンセラー 柏木 勇一

2024年は例年になく台風や大雨被害が出ています。職場や自宅が被害にあった方も多いと思います。9月初旬に記録的な大雨に見舞われた神奈川県西部の事業所責任者から、職場と社員の対応について相談を受けました。自動車部品製造の会社で建物内に被害を受け、出勤できない社員もいて悩んだことがきっかけでした。災害規模にもよりますが、職



場対応と社員の心構えについて専門機関の調査を参考に回答しました。職場と個人のケアの基本は次の5つにまとめられます。災害に直面しても対応次第で社員の一体感が生まれ、業績向上につながる可能性がります。ここに示した5項目は決して難しい内容ではありません。

◆職場環境について

①オフィス内の湿気やほこりに気を付ける

コロナ禍は一段落しましたが、災害に備えて窓を締めきっていた状態のままでは感染症が心配です。換気には普段から注意が必要です。窓を開け、机やPC上のホコリを掃除することも重要。季節によっては椅子やソファのカバーにカビが発生していることもあります。清潔な職場環境を心がけてください。

②職場のみんなと声をかけ合う

人との交流が多い方は、不眠やさまざまなストレス反応が低いことが証明されています。災害に直面した時、体験したことを、異なる部署の方とも声をかけ合うことは、自分自身や職場仲間の健康づくりのためにも大切です。災害から学ぶコミュニケーションの活性化が業績にもいい影響を与えるでしょう。

◆自分自身の取り組み

③睡眠不足に気をつける

睡眠は健康維持のために最も大事なことです。災害時は予報段階から準備に追われて寝不足になります。災害が過ぎても睡眠不足のままでは仕事の能率にも影響します。睡眠不足対策として自分ができる対策、ここでは腹式呼吸をお勧めします。1、2、3とゆっくり数えながらおなかを膨らませ、4で止めて、5、6、7、8、9、10と数えながらおなかをへこませて息を吐く方法です。寝る前に2、3回を習慣として取り組んでください。朝、日中もぜひ。

④運動不足に気をつけ、運動の習慣を意識する

災害の程度にもよりますが、体と心の負担から疲労感が残ります。そのままにしておかないで、回復することが重要です。対応は難しいことではありません。多くの方が普段から取り組んでいると思いますが、自分なりに運動をすること、ここでは散歩とウォーキングがお勧めです。時間を決めて定期的に実行してください。オフィスでは階段を使用することもお勧めです。

⑤アルコールの取り過ぎに注意

災害だけではなく突然の出来事に直面すると、普段は飲酒をしていない方は別ですが、つい飲酒量が増えることはさまざまな調査で分かっています。過度の飲酒で、心的ストレス、抑うつ、睡眠不足の症状が現れます。普段の倍以上の飲酒は避けて、節酒を忘れないでください。

〈参考〉東北大学・災害科学国際研究所の調査

「筆者紹介」

柏木 勇一（かしわぎ・ゆういち）

大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

新しく会員になられた皆さんです。 — よろしくお願ひします —

令和6年12月31日現在(順不同・敬称略)

支部名	法人名	代表者	所在地	電話	業種
北条第1	(株)クルージズ・テクノロジーズ	牟田 健 登	館山市北条1880ー1房州第1ビル5F	090(2915)3703	経営コンサルティング
北条第2	山口緑園	山 口 誠	館山市腰越194	0470(36)2541	造園業
長須賀	スプリングガーデン	渡 邊 善 郎	館山市山荻223	0470(24)5623	造園土木
館山	かもめ地建(株)	曾 根 一 吉	館山市館山1560ー16	0470(29)7588	不動産
	特定非営利活動法人 館山ダルク	十枝晃太郎	館山市長須賀195 館山ウィズホール1	0470(28)5750	福祉サービス
那古船形 三芳	ミウラメンテナンス&マネジメント(株)	三 浦 大 介	館山市正木826ー1ーA	0470(29)7286	清掃業
	(有) 安西工務店	安 西 栄 作	南房総市千代616ー3	0470(36)2091	建築業
	(株) おがた	小 形 勇 介	東京都文京区音羽1ー17ー11 (千葉倉庫)館山市正木501	03(5981)5228 0470(29)7261	卸売業
富浦	(有) 小林船舶工業	小 林 猛 央	南房総市富浦町多田良980ー4	0470(33)4662	造船業
富山	(株) 石井	石 井 護	南房総市市部112	0470(57)2767	製菓業
	(株) あさゆまの木	川 崎 敦 治	南房総市久枝763	0470(57)2126	宿泊業
勝山	(株) あかりケアサービス	堀 田 了 誓	鋸南町竜島1119	0470(29)5612	介護事業
千倉	佐野設備工業(合同)	佐 野 智 之	南房総市千倉町牧田188	0470(29)3511	管工事業
	(株) ゆきのや	谷 貝 祐 樹	南房総市千倉町瀬戸2291ー2	090(4058)5678	飲食業
和田	南房総クリエイション(株)	宋 侑 子	南房総市和田町花園959	080(8846)3448	飲食業
	(株) 庄司生コン	庄 司 一 弘	南房総市和田町松田8ー1	0470(47)3668	コンクリート製品製造業
	(株) NO Limit	伊 藤 研 人	南房総市和田町仁我浦266ー1	080(4973)5300	教育・コンサルティング・施設運営
江見	(一社) 鴨川市農林業体験交流協会	田 村 政 彦	鴨川市江見太夫崎22	04(7096)1911	その他サービス
鴨川南	(有) 戸倉塗装	戸 倉 丈	鴨川市前原120	04(7092)5637	一般建築塗装
	(宗) 心巖寺	千 野 祐 輔	鴨川市貝渚2002ー1	04(7092)0023	寺院
鴨川中央	(株) 祐建	庄 司 健 一	鴨川市川代1559	04(7093)3300	建設業
	光成国際開発(有)	曹 東 光	鴨川市横渚1170ー2 旭ビル2E	04(7094)4955	人材紹介業・外国人労働者教育
鴨川北	(株) サニーウェルビーイング	亀 田 美 穂	鴨川市東町904	090(1452)6201	サービス・インフラ
	(株) 佐々木	高 橋 朋 也	鴨川市花房141ー1	04(7092)1237	自動車整備販売業
長狭	(株) LーCASP	岡 本 裕 太	鴨川市金束971ー1	04(7096)6006	特殊清掃・リフォーム等

法人会の動き

令和7年1月以降の当面の事業・予定

月 日	事 業 ・ 会 議	会 場
1.14(火)	館山税務懇話会例会	夕日海岸昇鶴
1.16(木)	生活習慣病健康診断 1日人間ドック	鴨川市文化体育館
1.17(金) ～18(土)	生活習慣病健康診断 1日人間ドック	館山商工会議所
1.23(木)	青年部会例会	法青会館
1.27(月)	県法連・新年賀詞交歓会	ポートプラザちば
2.17(月)	e-Taxによる確定申告の早期提出 館山税務懇話会(法人会会長ほか)	館山税務署
2.27(木)	県法連・厚生委員会	ポートプラザちば
3.11(火)	県法連・事務局長会議	ポートプラザちば
3.13(木)	県法連・総務委員会	ポートプラザちば
3.17(月)	第3回理事会	夕日海岸昇鶴
3.17(月)	女連協令和6年度第2回常任理事会	ポートプラザちば
4.21(月)	第1回理事会	夕日海岸昇鶴
6.6(金)	第53回定時総会	館山シーサイドホテル
6.16(月)	青年・女性連協理事会・講演会・交流会	ポートプラザちば
6.23(月)	県法連第12回定時総会・役員大会	オークラ千葉ホテル

税を考える週間で税務街頭広報

11月12日イオンタウン館山・13日にイオン鴨川で
税を考える週間行事として税の意義をピーアール



- ・国の財政と消費税の役割
- ・キャッシュレス納付、e-TAX
- ・絵はがきコンクール、ティッシュの配布
- ・館山税務署・法人会・青色申告会・間税会・納連が共同で実施



イオン館山



イオン鴨川

女性部会が主導 租税教育活動への取り組み



鋸南小学校、三芳小学校、千倉小学校で実施



10月7日 審査会

インターネットで セミナー受講

館山法人会のホームページ (<http://www.tateyama-houjinkai.or.jp/>) から無料でセミナーがご覧いただけます。忙しくてセミナーや研修会に参加できない方など最適で、映像と音声による本格的なセミナーです。勉強会（社内研修）や経営者の自己研鑽などにご活用ください。法人会会員の場合、会員専用IDとパスワードを入れてログインすれば、より多くのコンテンツが視聴できます。



お問い合わせは
法人会事務局まで。 ☎ 0470-22-1389

編集後記

昨年末、帝国データバンクによる2024年の「企業が選ぶ今年の漢字」が発表され、1位は昨年に続き「変」となった。選んだ理由として、「アメリカ大統領」や日本の首相が変わり、世の中の仕組みも変化が激しい、「変わらなければ埋没してしまう」と、国内外の様々な変化に直面するなかで、企業自身も前向きに変化した1年と捉えたようだ。次いで2位には「耐」、3位には「忍」、4位は「新」のほか「忙」と「高」が並ぶ結果となった。

来る2025年こそは、安定した平和で明るい1年でありますよう願っています。

会	報	第129号
発行年	月	令和7年1月15日
発行責任者	本間	亨
編集責任者	日暮	靖
発行	者	(公社) 館山法人会
電	話	0470-22-1389
F	A	X 0470-23-3195

【表紙】 南房総市和田町の抱湖園の元朝桜と花嫁街道



◆抱湖園の元朝桜
桜の名所として知られています。房州の花の開祖、間宮七郎平氏が昭和初期、古くからあった農業用溜池の上の岩山に池を抱くように石を積み、切花用としてツバキ、エリカ等数十種類の花木を植え、中でも寒桜は古木で60本と少ないが1月から2月末まではピンク色の見事な花をつけます。

◆花嫁街道
山間にある上三原の集落と海辺の集落との交流道、古くは塩汲みの道から生活物資の往来、学校への通学路として利用され、かつては花嫁行列もここを通って嫁いでいったことから、近年ハイキングコースとして整備され花嫁街道と呼ばれるようになった。昔とは多少道筋は変わってはいるが、歴史は古く、今でも経文石、じがい水、猿渡り、馬井戸、駒返し、棧敷塚（馬駆け場）等の地名が残されている。

(写真提供／松井啓悟)